

地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と 施策拡充に係る意見書

山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に、昭和40年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が制定され、国の政策支援が行われてきました。

山村地域は、国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的・公益的な役割を果たしています。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの問題を抱え、依然として厳しい状況にあります。

そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に到来することから、山村地域の現状と果たす役割を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、下記の事項の実現を図られるよう強く要請いたします。

記

- 1 「山村振興法」の延長及びその内容の充実を図ること。
- 2 「山村振興法」の延長にあたっては、「森林・林業基本法」による施策の展開を踏まえつつ、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。

また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大等と定住の促進を盛り込むこと。

- 3 上記の目標達成に向けて以下の施策を講じること。
 - (1) 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出を図ること。また原木買取価格の山元への還元をはじめ、地域林業の確立を図ること。
 - (2) 地域としての林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び、森林経営計画策定等については、国の職員による技術的支援を行うこと。
 - (3) 林業事業者従事者の定住対策として、所得保障の支援と雇用改善を行った企業に対する税制措置等、国としての具体的な施策を講じること。
 - (4) 山村地域の振興と林業事業者等による林業労働力を安定的に確保するため、国の事業の発注方式を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月20日

伊 那 市 議 会